

○大津市議会意思決定条例

平成29年3月21日

条例第24号

改正 令和2年 3月27日条例第31号

令和5年10月11日条例第49号

令和8年 3月25日条例第 1号

(目的)

第1条 この条例は、大津市議会（以下「市議会」という。）の意思決定に係る決定手続及び決定権限を定めることにより、市議会の意思決定に係る機動性の確保及び手続の明確化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 団体意思の決定 条例の制定又は改廃、予算の決定その他の地方公共団体としての意思を決定すべき事項について意思を決定することをいう。

(2) 機関意思の決定 法令、条例等に基づき同意、承認等の関与を求められる事項について市議会としての意思を決定することをいう。

(意思決定の区分等)

第3条 市議会は、団体意思の決定に係る事件について意思決定を行うに当たっては、本会議における議決によらなければならない。

2 市議会は、機関意思の決定に係る事件について意思決定を行うに当たっては、事件の性質に応じ、本会議における議決、議長による決定（以下「議長決定」という。）又は議会運営委員会における決定（以下「議会運営委員会決定」という。）のいずれかによるものとし、その主な事件（法令又は条例により議決によることとされているものを除く。）に係る決定権限の明細は、別表のとおりとする。

3 市議会は、機関意思の決定に係る事件で別表に記載のないものに係る意思決定を行うに当たっては、本会議における議決によらなければならない。

(会議への報告)

第4条 前条第2項の規定により議長又は議会運営委員会が機関意思の決定を行ったときは、議長は、

これを直近の通常会議（大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第3条第1項第2号の通常会議をいう。）において報告するものとする。

（決定権限の変更）

第5条 議長決定の対象となる事件について議長が特に必要があると認めるときは、第3条第2項の規定にかかわらず、当該事件に係る機関意思の決定は、本会議における議決によるものとする。

2 議会運営委員会決定の対象となる事件について議会運営委員会において賛否が分かれるとき又は議会運営委員会の委員長が特に必要があると認めるときは、第3条第2項の規定にかかわらず、当該事件に係る機関意思の決定は、本会議における議決によるものとする。

（その他）

第6条 この条例に定めるもののほか、市議会の意思決定に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（大津市議会会議条例の一部改正）

2 大津市議会会議条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項、第21条及び第22条中「ときは」の次に「、議会の議決により」を加える。

第33条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第38条中「ときは」の次に「、議会の議決により」を加える。

第71条第1項中「議会の議決で」を「議長が」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 議長は、議員の派遣を決定したときは、これを直近の通常会議において報告する。

附 則（令和2年3月27日条例第31号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月11日条例第49号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1項の表地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）の部1の項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

（令2条例31・令5条例49・一部改正）

1 法令に基づき市議会が関与するもの

事件	決定権限	本会議における議決	議長決定	議会運営委員会決定
地方自治法（昭和22年法律第67号）	1 市町村の適正規模の勧告に係る第8条の2第2項の議会の意見に関する事	○		
	2 第98条第1項の規定による報告の請求並びに同条第2項の規定による監査の要求及び報告の請求に関する事			○
	3 第99条の規定による意見書の提出に関する事	○		
	4 第100条第1項の規定による調査並びに選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求に関する事	○		
	5 第100条第5項の規定による官公署に対する声明の要求に関する事	○		
	6 第100条第13項の規定による議員の派遣に関する事		○	
	7 第100条の2の専門的事項に係る調査に関する事		○	
	8 第115条の2第1項の規定による公聴会の開催及び同条第2項の規定による参考人の出頭の要求に関する事			○
	9 議長及び議員の除斥に係る第117条ただし書の議会の同意に関する事	○		
	10 普通地方公共団体の議会において行う選挙の投票の効力に関する異議に係る第118条第1項の規定による議会の決定に関する事	○		

11 採択した請願の処理の経過及び結果に係る第125条の規定による報告の請求に関すること。		○	
12 普通地方公共団体の長の期日前の退職に係る第145条ただし書の議会の同意に関すること。	○		
13 副市長の選任に係る第162条の議会の同意に関すること。	○		
14 副市長の期日前の退職に係る第165条第1項ただし書の議会の承認に関すること。	○		
15 普通地方公共団体の長による専決処分の報告に係る第179条第3項の議会の承認に関すること。	○		
16 監査委員の選任に係る第196条第1項の議会の同意に関すること。	○		
17 監査委員の罷免に係る第197条の2第1項の議会の同意に関すること。	○		
18 審査請求に係る第206条第3項、第229条第3項、第231条の3第8項、第238条の7第3項、第243条の2の8第12項及び第244条の4第3項の規定による議会の意見の陳述に関すること。	○		
19 職員の賠償責任の免除に係る第243条の2の8第8項の議会の同意に関すること。	○		
20 第252条の34第1項の規定による外部監査人若しくは外部監査人であった者に対する説明の要求又は同条第2項の規定による議会の意見の陳述に関すること。			○

	21	外部監査契約の解除に係る第252条の35第2項の議会の同意に関すること。	○		
地方財政法（昭和23年法律第109号）	1	国が使用する地方公共団体の財産等に関する使用料に係る第24条ただし書の議会の同意に関すること。	○		
人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）	1	人権擁護委員の候補者の推薦に係る第6条第3項の議会の意見に関すること。	○		
建築基準法（昭和25年法律第201号）	1	公益上著しく支障があると認められる建築物に対する除却等の措置命令に係る第11条第1項の議会の同意に関すること。	○		
地方税法（昭和25年法律第226号）	1	固定資産評価員の選任に係る第404条第2項の議会の同意に関すること。	○		
	2	固定資産評価審査委員会委員の選任に係る第423条第3項の議会の同意及び補欠委員の選任に係る同条第5項の議会の承認に関すること。	○		
	3	固定資産評価審査委員会委員の罷免に係る第427条の議会の同意に関すること。	○		
地方公務員法（昭和25年法律第261号）	1	公平委員会委員の選任に係る第9条の2第2項の議会の同意に関すること。	○		
	2	公平委員会委員の罷免に係る第9条の2第5項及び第6項の議会の同意に関すること。	○		
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）	1	農業委員会委員の任命に係る第8条第1項の議会の同意に関すること。	○		
	2	農業委員会委員の罷免に係る第11条第1項の議会の同意に関すること。	○		
地方教育行政の組	1	教育長の任命に係る第4条第1項の議会の	○		

組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）	1 同意及び教育委員会委員の任命に係る同条第2項の議会の同意に関すること。			
	2 教育長又は教育委員会委員の罷免に係る第7条第1項及び第3項の議会の同意に関すること。	○		
景観法（平成16年法律第110号）	1 形態意匠の制限に適合しないと認められる建築物に対する措置命令に係る第70条第1項の議会の同意に関すること。	○		
地方自治法施行規則（昭和22年政令第19号）	1 懲戒審査委員会委員の任命に係る第16条第3項の議会の同意に関すること。	○		

2 条例に基づき市議会が関与するもの

事件	決定権限	本会議における議決	議長決定	議会運営委員会決定
大津市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成20年条例第44号）	1 第3条第2項の規定による個別外部監査契約に基づく監査の請求に関すること。			○
大津市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第66号）	1 第11条第1項の措置に関すること。			○
大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）	1 第18条第3項の規定による活動状況の報告の請求に関すること。			○
大津市議会会議条例	1 執行機関に対する議決対象計画の策定、変更又は廃止に係る第6条の3の規定による意			○

	見の申出に関する事			
2	事件の撤回又は訂正及び動議の撤回に係る第12条第1項の議会の許可に関する事	○		
3	緊急質問等に係る第33条第1項の議会の同意に関する事			○
4	請願の訂正又は取下げに係る第41条第1項の議会の同意に関する事	○		
5	請願の紹介の取消しに係る第42条第1項の議会の同意に関する事	○		

3 その他市議会が関与するもの

事件	決定権限	本会議における議決	議長決定	議会運営委員会決定
1 市議会に係る計画の策定又は改廃に関する事			○	
2 市議会の規程及び告示の制定又は廃止に関する事			○	
3 市議会の規程及び告示の改正に関する事			○	

備考 別表第3項の表に掲げる事件（同項の表3の項に掲げる事件のうち字句の整理その他の軽易なものを除く。）に係る議長決定は、議会運営委員会の諮問を経て行うものとする。